

# 福岡県公報

平成三十年十月二日  
第四千三十一号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………一
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………一
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………四

再 掲

- 福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令 (総合政策課) ……………四

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

白石ゆうじ後援会	西住 哲雄	白石 良一	福岡県遠賀郡水巻町吉田東二	三〇、四、一三
税理士による大家さとし後援会	前田 俊雄	竹内 清二	福岡県北九州市八幡東区祝町二	三〇、四、一八
田中ただし後援会	重松 孝士	尾畑 昭一	福岡県田川郡添田町大字庄一三	三〇、四、二四
谷川りゅうじ後援会	谷川 龍児	谷川 秀樹	福岡県鞍手郡小竹町大字新多三	三〇、四、二〇
西本はじめ後援会	西本 始	西本 好見	福岡県田川郡川崎町大字川崎一	三〇、四、一九
よしき清文後援会	吉木 清文	吉木 義子	福岡県田川郡添田町大字庄一三	三〇、四、一九

#### 福岡県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 田川郡支部	田中 良幸	会計責任者の氏名	伊藤 英明	手島 芳美	二九、一〇、一
自由民主党 八女支部	桐明 和久	会計責任者の氏名	中島 隆弘	今里 允昭	二九、八、五
民進党福岡県第3区総支部	仁戸田元氣	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市西区今宿一八一四	福岡県糸島市前原 中央三一七一二	三〇、四、二

国際勝共連合	佐藤 民雄	主たる事務所 福岡県福岡市城	福岡県春日市須	三〇、四、一
玄洋浪士會	坂田 博	主たる事務所 福岡県福岡市博多区那珂四一	福岡県福岡市博多区板付三一	二九、一〇、一五
に憲法をくらしに生かす新婦人福岡県民の会	三輪 幸子	会計責任者の氏名	井藤 明美 古藤由佳里	二九、一二、三二
本を愛する会	楠田 大蔵	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	三〇、一、一
北九州市維新の会	湊 孝典	主たる事務所 福岡県北九州市八幡東区日の出	福岡県北九州市小倉南区沼緑町	三〇、三、一
後援会	上野 たかゆき	代表者の氏名	上野 崇之 牧 修治	三〇、四、一〇
有永義正後援会	赤松 正吉	代表者の氏名	赤松 正吉 上田 義人	三〇、四、一
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
民進党福岡県第2区総支部	守谷 正人	会計責任者の氏名	田中 憲一 稲富由紀子	三〇、三、二
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)				
福岡県本部		所在地	南区別府三一	玖北九一三九
こども・保育政治連盟福岡県支部	白山 勝也	政治団体の名称	こども・保育政治連盟福岡県支部	三〇、三、二七
坂本東二郎後援会	清水トヨ子	会計責任者の氏名	清水トヨ子	二九、五、一
政治結社殉国青年塾	寺岡 敏晴	会計責任者の氏名	宇津宮秀人	三〇、四、九
全国勤労者福祉協議会	西本 始	会計責任者の氏名	西本 好見 下村 時男	二五、三、一
大蔵会	楠田 大蔵	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	三〇、一、一
太宰府を日本を代表する都にする会	楠田 大蔵	主たる事務所 所在地	福岡県太宰府市通古賀三一五	三〇、三、一
西本はじめ後援会	西本 始	会計責任者の氏名	西本 好見 平川 春見	二六、三、一七
日本弁護士政治連盟福岡県支部	福島 康夫	主たる事務所 所在地	福岡県福岡市中央区大名一一五	三〇、四、一
平田のおまさ後援会	久次 等	代表者の氏名	久次 等 青木 康雄	三〇、四、九
福岡県印刷産業政治連盟	日下部俊明	代表者の氏名	日下部俊明 白石 秀充	三〇、三、三〇

福岡県商工政 石原 敬 代表者の氏名 石原 敬 二八、六、一  
 治連盟飯塚市 会計責任者の 松延 隆俊 石原 敬  
 支部 氏名

福岡県中小企 桑野 龍一 会計責任者の 浦部 英雄 黒木 勝治 三〇、四、一  
 業政策推進協 氏名

松上宏幸後援 木下 一美 代表者の氏名 木下 一美 水上 美秀 三〇、四、二三  
 会 会計責任者の 豊川 彰人 増田 健造

松田のぼる後 安永 茂幸 会計責任者の 松田 悟 福井 修二 二九、八、二〇  
 援会 氏名

松月よしこ後 松月よし子 会計責任者の 松月 智子 百野美智子 三〇、四、一  
 援会 氏名

みなどから変 湊 孝典 主たる事務所 福岡県北九州市 福岡県北九州市 三〇、三、一  
 える会 の所在地 八幡東区日の出 小倉南区沼緑町 二一八―一― 二一六―一八― 二〇一

村上博昭後援 村上 博昭 代表者の氏名 村上 博昭 村上 知巳 三〇、四、二  
 会

福岡県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治  
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

岩松正樹後援会	岩松 正樹	三〇、三、三一
---------	-------	---------

しばた裕美子後援会	柴田裕美子	三〇、三、三〇
-----------	-------	---------

白石ゆうじ後援会 西住 哲雄 三〇、四、五  
 新さねふじ輝夫後援会 田中 豊 三〇、三、二〇

全国勤労者福祉協議会 西本 始 二五、四、一

高山としえ後援会 原 豊實 三〇、四、一五

谷井博美後援会 谷井 博美 三〇、三、三一

西本はじめ後援会 西本 始 二六、三、二五

福岡県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金  
 管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を  
 次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出を公職の種類とした者（代表者の氏名）	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------------	-----------	------------	-------

上野 崇之	宗像市議会	上野たかゆき後	福岡県宗像市日の里三―三―三一 三〇、四、一〇
-------	-------	---------	-------------------------

福岡県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ  
 る資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定  
 に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
楠田 大蔵	大蔵会	公職の種類	太宰府市長	衆議院5区	三〇、一、一
湊 孝典	みなとから変える会	主たる事務所の所在地	福岡県北九州市八幡東区日の出	福岡県北九州市小倉南区沼緑町	三〇、三、一
			二一八―一一	二一六―一八一	二〇一

福岡県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
岩松 正樹	岩松正樹後援会	三〇、三、三一
柴田裕美子	しばた裕美子後援会	三〇、三、三〇
谷井 博美	谷井博美後援会	三〇、三、三一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第九号

本庁 出先機関

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十年九月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程（昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県地方行政連絡会議の項中「糟屋郡及び筑紫郡」を「那珂川市及び糟屋郡」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年十月一日から施行する。